

I. 総論

1. 策定の趣旨
2. 計画の構成と期間
3. 八街市総合計画 2015 の成果
4. 本市の現状
5. 時代の潮流
6. まちづくりへの市民の期待
7. 本市の基本的課題

1. 策定の趣旨

本市ではこれまで、2015 年度（平成 27 年度）から 2024 年度（令和 6 年度）までの 10 年間を計画期間とした「八街市総合計画 2015」に基づき、計画的にまちづくりを進めてきました。

しかしながら、今後の日本の将来人口について、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計では、2020 年（令和 2 年）から 2070 年（令和 52 年）までの 50 年間で現在の約 7 割まで減少し、65 歳以上人口は約 4 割になることが見込まれています。国の人口減少と同様に、本市においても人口減少、少子高齢化が見込まれており、これらを原因とする生産年齢人口の減少、地域経済の衰退、地域活力の低下など様々な影響が危惧されています。

また、令和元年房総半島台風等の大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症のまん延などによる安全・安心意識の高まりやデジタル技術を活用した変革の推進など「八街市総合計画 2015」策定時と比べ、社会環境は大きく変化しています。

このような社会環境の変化や複雑化・多様化した課題に柔軟に対応し、更なる発展をしていくためには、持続可能な行財政運営、様々な主体との協働によるまちづくりをより一層推進していく必要があります。

そこで、本市が抱える課題を乗り越え、より魅力あるまちづくりを様々な主体とともに総合的・計画的に進めるための指針として「八街市総合計画 2025」を策定しました。

2. 計画の構成と期間

総合計画は、本市のめざす将来都市像「緑豊かに心豊かに健やかに」とともに支えあい安心して暮らせる八街」の実現に向け、まちづくりを総合的・計画的に進めるために定めるものであり、本市のまちづくりの最上位計画に位置づけられます。

計画期間は、2025 年度（令和 7 年度）から 2034 年度（令和 16 年度）までの 10 年間とし、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

計画の構成

■基本構想

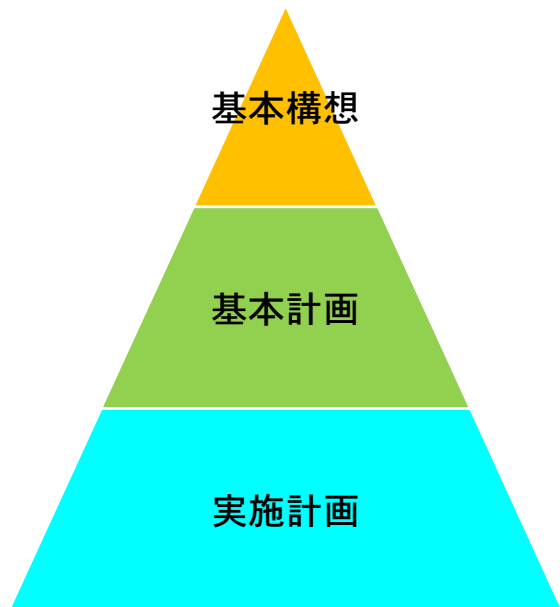
基本構想は、まちづくりの基本理念と将来都市像を示すとともに、その実現に向けた施策の基本的方向などを明らかにするため、10 年後の本市の姿をあらわしたものです。

■基本計画

基本計画は、将来都市像を実現するため、5 年間で取り組むべき施策の内容を具体的に定めるものです。

■実施計画

実施計画は、基本計画に示された施策を計画的に推進するため、5 年間に実施すべき事業を定めるものです。毎年度事業の追加や見直しを実施します。



計画の期間

(年度)									
2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)
基本構想(10 年間)									
前期基本計画(5 年間)					後期基本計画(5 年間)				
実施計画(5 年間)					実施計画(5 年間)				

3. 八街市総合計画 2015 の成果

3-1. 施策の取組状況

「八街市総合計画 2015 後期基本計画」において、各政策の施策ごとに設定した指標の達成状況を調査したところ、2023 年度（令和 5 年度）現在で全 94 指標のうち、「A：達成」が 34 指標（36%）、「B：向上未達」が 8 指標（9%）、「C：未達成」が 52 指標（55%）であり、利用者数等を指標とした施策も多く、コロナ禍による影響を受けたと思われる結果となっております。

八つの街づくり（政策）	A：達成	B：向上未達	C：未達成	計
一の街 めざします！便利で快適な街 （都市基盤整備分野）	6	1	2	9
二の街 めざします！安全で安心な街 （防災・消防・安全分野）	5	0	10	15
三の街 めざします！健康と思いやりにあふれる街 （保健・医療・福祉分野）	6	0	9	15
四の街 めざします！豊かな自然と共生する街 （生活環境分野）	2	2	6	10
五の街 めざします！心の豊かさを感じる街 （文化・教育・学習分野）	2	2	11	15
六の街 めざします！活気に満ちあふれる街 （産業・経済分野）	4	1	4	9
七の街 めざします！市民とともにつくる街 （協働・自治分野）	4	0	5	9
八の街 めざします！市民サービスの充実した街 （行財政分野）	5	2	5	12
計	34 (36%)	8 (9%)	52 (55%)	94

3-2. 計画期間(2015年度～2024年度)の新たな取組

八つの街づくり (政策)	前期基本計画期間 (2015年度～2019年度)の新たな取組	後期基本計画期間 (2020年度～2024年度)の新たな取組
一の街 めざします！ 便利で快適な街 (都市基盤整備分野)	・ J R 横戸駅橋上駅舎・自由通路供用開始 ・ 2市1町酒々井インター周辺活性化協議会設立 ・ 県道成東酒々井線、八街バイパスの一部開通 ・ 国道409号朝陽小学校脇の交差点改良実施 ・ 国道126号沖入口交差点改良実施 ・ ふれあいバス運行コース・運行時刻再編	・ 都市計画マスタープラン策定 ・ 八街バイパス全線開通 ・ 都市計画道路3・4・3号八街神門線整備の事業化(西林地先) ・ ふれあいバス運行コース・運行時刻再編 ・ デマンド型乗り合いタクシー実証運行開始
二の街 めざします！ 安全で安心な街 (防災・消防・安全分野)	・ 高齢者運転免許証自主返納支援事業実施 ・ 災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定締結 ・ 災害時における物資供給に関する協定締結 ・ 市役所第1庁舎耐震補強・防水改修・外壁改修などの耐震化工事実施 ・ 「原子力災害におけるひたちなか市民の県外広域避難に関する協定」締結 ・ 千葉県石油商業組合八街支部と「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」締結 ・ 八街駅南口に防犯ボックス設置 ・ 市内防犯灯のLED化の実施	・ 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定締結 ・ 災害発生時における避難所等としての施設使用に関する協定書締結 ・ 災害時における電動車両等の支援に関する協定書締結 ・ 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書締結 ・ 災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定締結 ・ 八街市国土強靱化地域計画策定 ・ 木造住宅耐震改修費補助事業実施 ・ 危険ブロック塀等除却費補助事業実施 ・ 土砂災害ハザードマップの整備
三の街 めざします！ 健康と思いやりにあふれる街 (保健・医療・福祉分野)	・ 脳ドック受診時における費用の一部助成実施 ・ 肝炎ウイルスの検診対象拡大 ・ ファミリーサポートセンター開設 ・ 親子サロン「ひまわり」開設 ・ 川上小学校内に第二川上児童クラブ新設 ・ 「明德やちまたこども園」開設に伴う支援実施 ・ 八街市子育てガイドブック発行 ・ 病後児保育事業実施 ・ 子育て短期支援事業実施 ・ 小規模保育所開設支援 ・ 実住小学校の余裕教室に児童クラブの開設 ・ 幼児教育・保育の無償化実施 ・ セブンイレブンと高齢者見守りネットワーク事業の協定締結	・ 国保30代検診の実施 ・ データヘルス計画策定 ・ 地域福祉計画策定 ・ 子育て世代包括支援センター「にじいろ」開設 ・ 児童館「ひまわりの家」開館 ・ 子育て支援課内に「子ども家庭総合支援拠点」を設置 ・ 高齢者福祉計画策定 ・ 老人福祉センター「ゆうゆう」大規模改修工事実施 ・ 八街市基幹相談支援センター開設
四の街 めざします！ 豊かな自然と共生する街 (生活環境分野)	・ 大池第三雨水幹線整備業務実施 ・ 空き家バンク制度創設 ・ 空き家リフォーム工事補助事業実施 ・ 住宅リフォーム補助事業実施	・ 公園サポーター事業実施 ・ 公共下水道全体計画(汚水・雨水)の改定 ・ 下水道事業経営戦略の改定 ・ 公共下水道(汚水・雨水)の整備 ・ 定住促進住宅リフォーム工事補助事業実施 ・ 林地残材等の受け入れ及び木質バイオマス利用増進に関する協定締結 ・ 八街市リサイクル推進店認定制度の導入 ・ 八街市リユース推進店認定制度の導入 ・ 祝日特別収集日の拡大 ・ LINEを活用したごみ収集日通知配信開始 ・ LINEによる粗大ごみ収集の予約開始 ・ 家庭における一時多量ごみの収集運搬許可業者による収集運搬を開始 ・ やちまたゼロカーボンシティ宣言表明

八つの街づくり (政策)	前期基本計画期間 (2015 年度～2019 年度)の新たな取組	後期基本計画期間 (2020 年度～2024 年度)の新たな取組
五の街 めざします！ 心の豊かさを 感じる街 (文化・教育・学習 分野)	・ 小学校空調設備整備実施 ・ 千葉大学大学院園芸学研究科・千葉大学環境健康フィールド科学センターとの相互協力に関する協定締結 ・ 千葉工業大学との教育や文化振興などの包括的な連携に関する協定締結 ・ 就学指定校制度変更 ・ 八街東小学校・交進小学校の余裕教室を活用した放課後子ども教室の開設 ・ 実住小学校の余裕教室を活用した放課後子ども教室の開設 ・ 朝陽小学校・川上小学校の余裕教室を活用した放課後子ども教室の開設 ・ 「やちまたアートピット」開始 ・ 新規文化財指定に伴う「こえっばの弁天跡」の学術的発掘調査 ・ 文化財周知用立看板新規設置 2 基・修繕等 10 基 ・ 千葉黎明高等学校と教員人事交流 ・ やちまたイングリッシュ・キャンプ「一日国内留学体験」実施	・ 中学校空調設備整備実施 ・ 小中学校体育館非構造部材耐震化 ・ 小中学校トイレ洋式化 ・ 小学校児童・中学校生徒一人一台の教育用コンピュータ整備 ・ 八街市教育センターを交進小学校に開設 ・ 通学路安全対策事業（スクールバス）実施 ・ 八街北小学校にコミュニティスクール（学校運営協議会）導入 ・ 小出義雄杯八街落花生マラソン大会開催 ・ 水泳事業推進業務実施 ・ 指定文化財追加範囲に伴う「御成街道跡第 4 地点」の学術的発掘調査 ・ 「前山清一郎所用陣羽織」・「こえっばの弁天跡」の新規指定文化財の指定及び「御成街道跡」追加指定 ・ 柳沢牧野馬捕込跡土手整備計画に基づくオカメザサ栽植整備の開始 ・ 新たな文化財周知用立看板長寿命化計画策定・計画に基づき市内所在看板の評価開始 ・ 文化財周知用立看板新規設置 2 基・修繕等 11 基 ・ 市制施行 30 周年記念誌「写真にみる八街の 150 年」刊行
六の街 めざします！ 活気に 満ちあふれる街 (産業・経済分野)	・ 八街市農業体験インターンシップ事業 ・ やちまた落花生まつり開催・落花生新品種「Q なっつ」デビュー ・ トップセールスによる地元産品の PR ・ 企業立地助成金制度創設 ・ 八街市農業体験ツアー事業実施	・ 狩猟免許取得促進補助事業実施 ・ 農作物被害防止電気柵設置補助事業実施
七の街 めざします！ 市民とともに つくる街 (協働・自治分野)	・ 市民協働推進課設置 ・ 八街市協働のまちづくり指針策定 ・ 八街市協働のまちづくり推進計画(第 1 次)策定 ・ 八街市協働のまちづくり条例制定 ・ 市民政策提案制度創設 ・ 知っ得・納得やちまた出前講座の実施 ・ 市民サポーター事業の実施	・ 八街市協働のまちづくり推進計画(第 2 次)策定 ・ 協働のまちづくりコーディネーター配置
八の街 めざします！ 市民サービスの 充実した街 (行財政分野)	・ 第 2 次八街市行財政改革プラン策定 ・ 市議会インターネット中継の開始 ・ 市公式ホームページリニューアル ・ 市民課窓口でパスポート申請・受取開始 ・ 自動交付機祝日稼働開始 ・ 業務時間外の戸籍届出書受付所の設置 ・ 「るるぶ特別編集 八街」作成 ・ 八街市婚活パーティー開催 ・ 八街市プロモーションビデオ作成 ・ 八街マップ（八街市ふるさとガイド）発行	・ 八街市行財政改革プラン 2 0 2 0 策定 ・ 八街市庁舎施設長寿命化計画策定 ・ 老人福祉センター、南部老人憩いの家、児童館において指定管理者制度導入 ・ 行政組織一部再編 ・ 市議会会議録検索システム導入 ・ 住民票などの証明書コンビニ交付サービスの開始 ・ ペイジー、クレジット、スマートフォン決済アプリによる市税などの納付開始 ・ 八街市 D X 推進計画策定 ・ 住民票などの証明書 LINE 申請サービスの開始 ・ 移住定住・観光ガイドブック「八街物語／Enjoy!Yachimata」発行 ・ 八街市 LINE 公式アカウントを開設

4. 本市の現状

4-1. 本市の概況

(1) 位置・地勢

本市は、千葉県北部のほぼ中央に位置し、東京から 50km 圏、成田国際空港から 10km 圏、千葉駅から電車で 40 分ほどの場所に位置し、東は山武市に接し、西は佐倉市、南は東金市・千葉市、北は酒々井町・富里市にそれぞれ接しています。

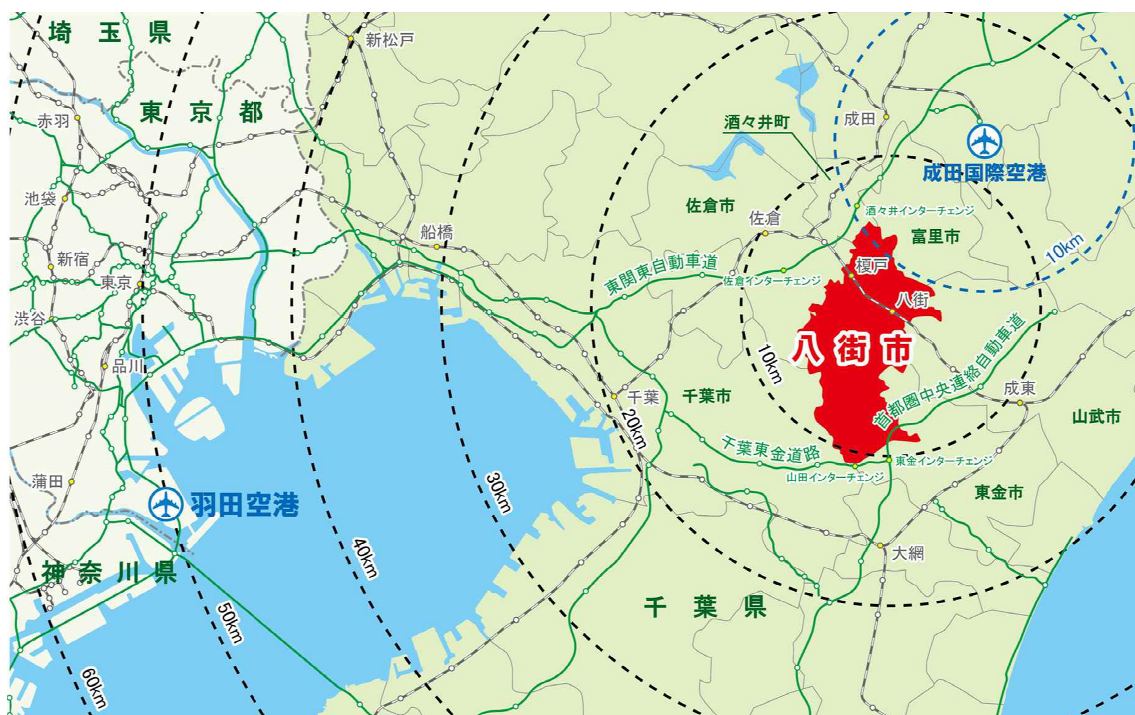
また、市北側に東関東自動車道の酒々井インターチェンジ・佐倉インターチェンジ、市南側に首都圏中央連絡自動車道の東金インターチェンジ・ジャンクション及び千葉東金道路の山田インターチェンジが近接しており、広域交通の利便性が高い位置特性を有しています。

鉄道は、JR 総武本線が本市と千葉方面、成東・銚子方面を結び、市内には、八街駅、榎戸駅の 2 駅を有しています。

広ぼうは、東西に短く約 7.7km、南北に長く約 16km あり、面積は 74.94 km²です。

市の中央部は市街地を形成し、周囲には平坦な畑作地帯が広がっているほか、南西部及び北部に水田地帯が点在しています。

八街市の位置図



(2) 市民憲章

八 街 市 民 憲 章

わたくしたちの八街は、開拓の歴史と恵まれた自然環境の中で、先人の努力によって栄えてきたまちです。

わたくしたちは、「ヒューマンフィールドやちまた」を目指して、調和のとれたよりよいまちづくりのために、この憲章を定めます。

1. 郷土を愛し、文化のかおり高いまちにしましょう。
1. 自然を大切にし、潤いのある美しいまちにしましょう。
1. きまりを守り、明るく住みよいまちにしましょう。
1. おもいやりのある、心のかよった豊かなまちにしましょう。
1. スポーツに親しみ、健康で働くたくましいまちにしましょう。

(平成4年9月28日制定)

この市民憲章は、市制施行を記念して、「住むことに誇りと愛着をもち、いつまでも住みつづけることを願う人間的なふれあいに満ちたまちづくり」の実現を目指し、市民の心のよりどころとして制定したものです。

制定には、「八街市民憲章制定委員会」が、市民の皆さんからお寄せいただいた条文、意見、提案、希望などについて、慎重に検討・審議し、これを基に市民憲章が作成されました。

「ヒューマンフィールドやちまた」とは、全ての人が安全で安心して暮らせる、自然と共生する人間的なやさしさにあふれた都市やちまたをあらわしています。

市民憲章は、将来にわたり個性豊かな「八街市」を創造していくため、市民お互いが努力し、みんなで守りあう市民共通の精神的支柱としての規範であり、法的に市民の権利、義務を規制するものではありません。

(3) 市章、イメージキャラクター、市の木・花

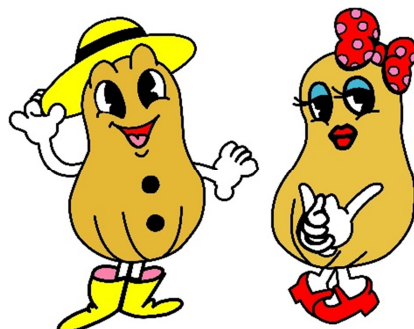
市 章



八街の「ハ」を上下に組み合わせ、中央にダイヤの形を配して、力強い発展と融和の市民理想を象徴しています。

(昭和 39 年 11 月 1 日制定)

イメージキャラクター



ピーちゃん

ナツちゃん

八街の豊かなピーナッツ畑の生まれ。黄色い麦わら帽子と長靴がお気に入りのピーちゃんと、赤いリボンと靴がお気に入りでおしゃれが大好きなナツちゃんは恋人同士。

二人はいつも一緒に八街とピーナッツの PR に努めています。

(平成 2 年 1 月 14 日デビュー)

市の木／キンモクセイ



市内中学生のアンケート結果を参考に制定されました。丈夫で香りの良いキンモクセイの花言葉は「謙そん」です。

(平成 4 年 4 月 1 日指定)

市の花／ヒマワリ



市制施行 20 周年の記念事業として、市民のみなさんからのアンケートを参考に決定しました。

【ひ】かり輝き

【ま】わりを照らす

【わ】たしもあなたも

【り】っぱに育てよ

次代をになうこどもへの思いが込められています。

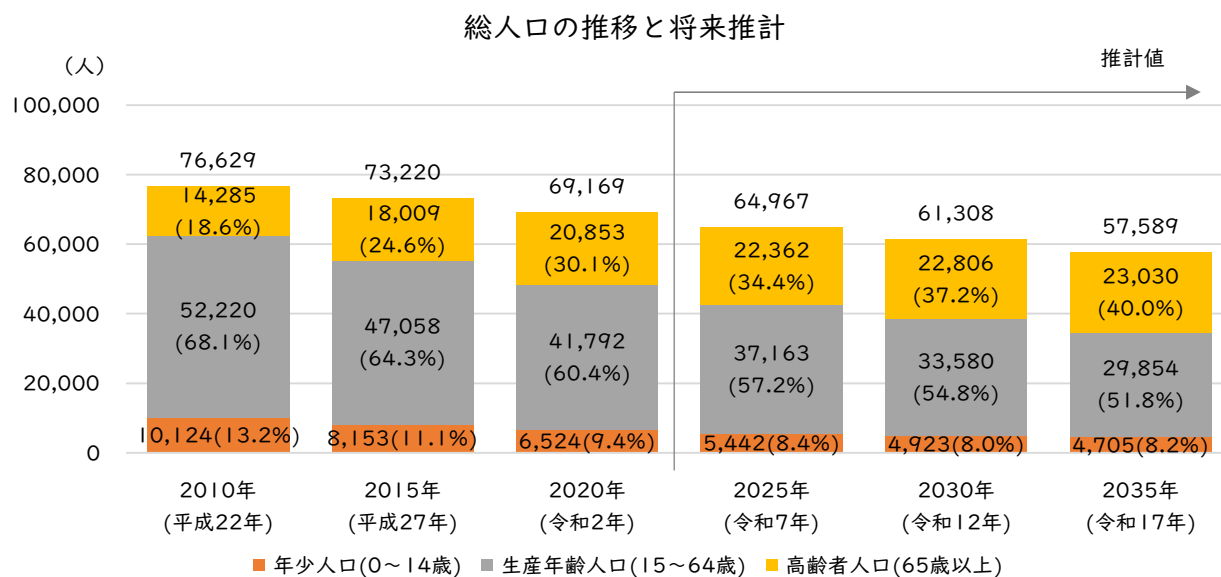
(平成 25 年 2 月 1 日指定)

4-2. 人口

(1) 総人口の推移と将来推計

全国的な人口減少が進む中、本市の人口も減少傾向が続く見込みとなっています。

年齢別の人口構成については、少子高齢化がより一層進行し、年少人口（0歳～14歳）及び生産年齢人口（15歳～64歳）の減少と高齢者人口（65歳以上）の増加がさらに進むものと予想され、2035年（令和17年）において、高齢者人口（65歳以上）は全体の40%となる見込みとなっています。



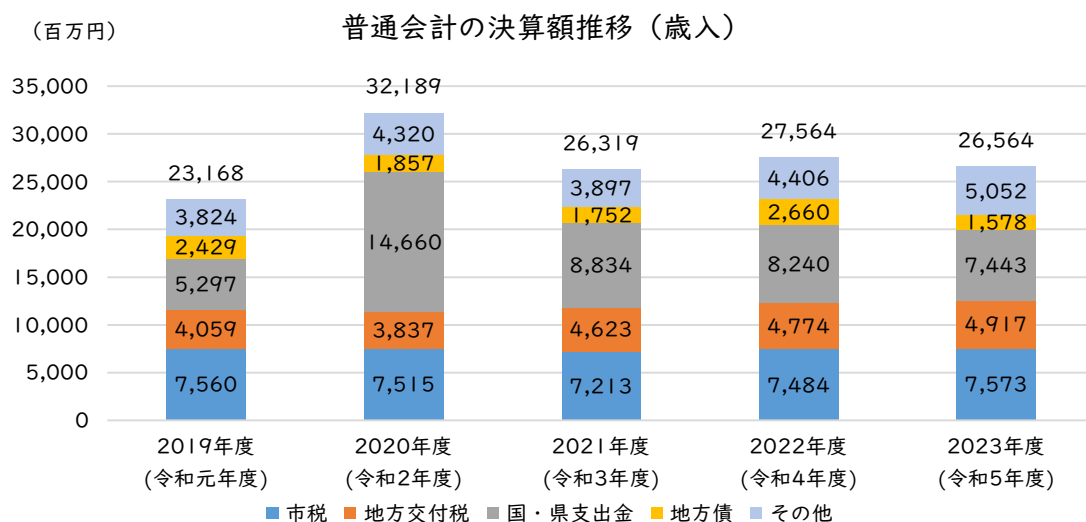
出典：住民基本台帳（各年3月末日現在）を基に作成、2025年以降は推計値

4-3. 財政

(1) 歳入

歳入について、市の自主財源である市税はほぼ横ばいであり、行政運営をするために国からの地方交付税、国・県支出金、地方債などに頼らなければならない状況が続いています。

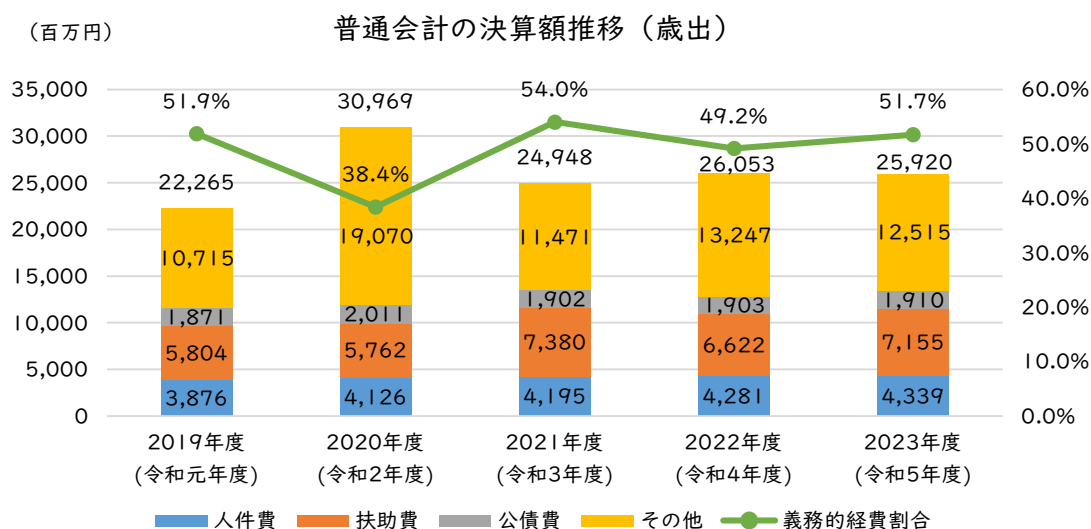
また、今後の人口減少や少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により、市税収の増加は今後も見込みにくくなっております。



出典：決算カードより作成

(2) 歳出

歳出について、人件費、扶助費、公債費といった任意に削減できない極めて硬直性が高い義務的経費と呼ばれる経費が歳出全体の半分以上を占めています。この義務的経費は、高齢化の進行等による扶助費増加に伴い、今後増加していくことが予想されます。



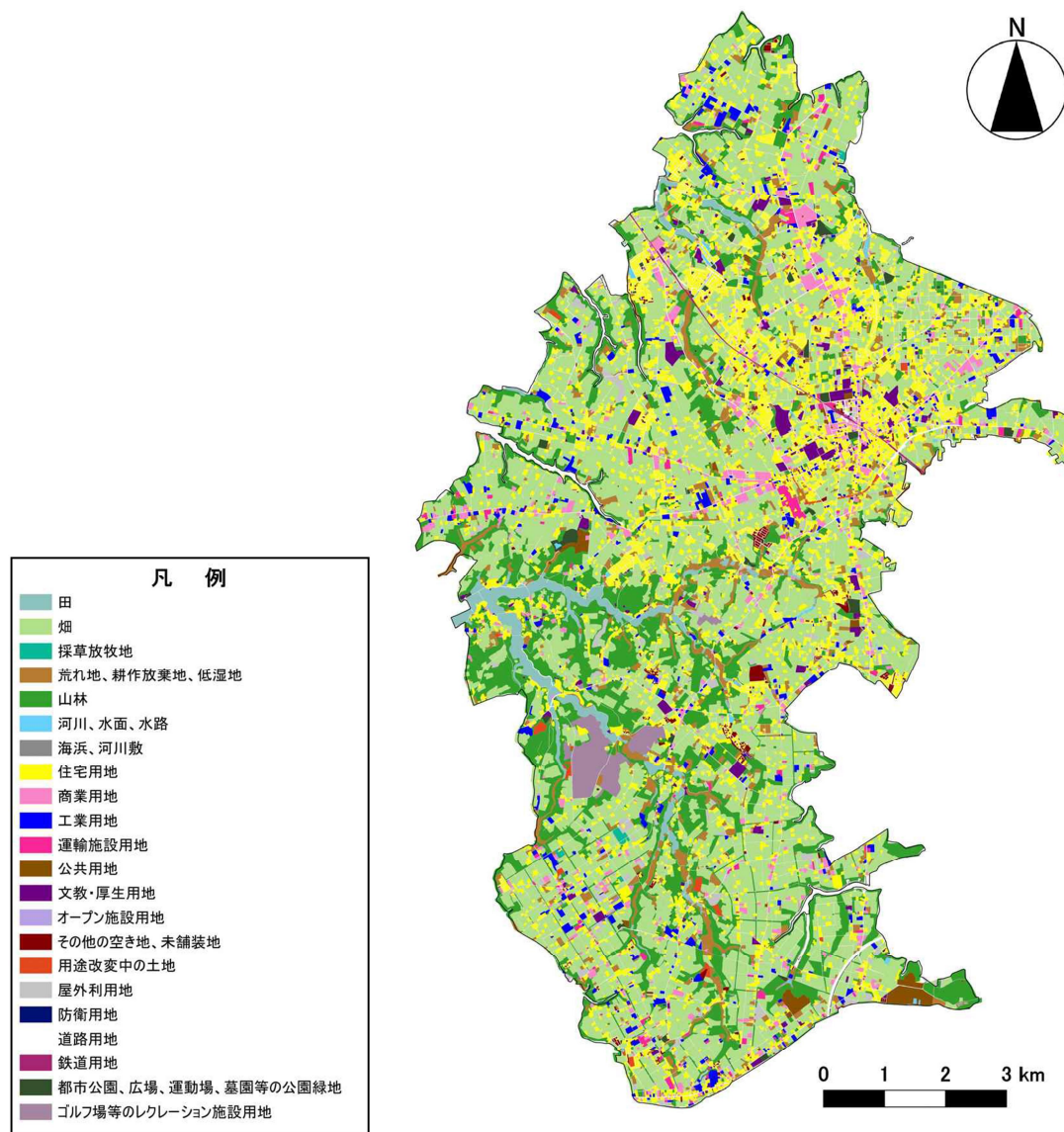
出典：決算カードより作成

4-4. 土地利用

本市は、畑や山林などの自然的土地利用が大部分を占めており、豊かな自然を有しています。

また、宅地（住宅用地・商業用地・工業用地）は約2割程度であり、八街駅や榎戸駅周辺のほか、国道409号沿いや宅地開発によって形成された戸建ての住宅団地を中心に分布しています。

土地利用現況図



出典：都市計画基礎調査（平成28年）

地目別課税面積（2023年（令和5年）1月1日現在）

	総数	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地
面積（千㎡）	62,678	1,786	32,835	12,412	9,248	1,006	5,391
割合	100.0%	2.8%	52.4%	19.8%	14.8%	1.6%	8.6%

出典：八街市統計書（令和5年版）

5. 時代の潮流

5-1. 人口減少・少子高齢化の進行

日本の将来人口については、以前より人口減少・少子高齢化が問題となっており、2023年（令和5年）4月に公表された国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口において、日本の総人口は2020年（令和2年）から2070年（令和52年）までの50年間で現在の約7割まで減少し、65歳以上の高齢者人口は増加する一方、15歳から64歳の生産年齢人口と14歳以下の年少人口は減少することが見込まれています。

国は、このような人口構造等の変化にともなう国全体の経済や財政の縮小、東京圏への人口一極集中による地域人口の縮小と経済の縮小などに対応するため、2014年（平成26年）に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進する施策を講じるよう地方自治体に促しています。

本市では、市の実情を踏まえ、人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組むため、総合計画の重点施策を「八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付け、将来的に見込まれる人口減少の歯止めや人口構成若返りに向けた取組を実施します。

5－2．先端技術を活用した新たな価値の創出

今般の新型コロナウイルス感染症への対応において、国・地方の双方で行政におけるデジタル環境が十分に整っていないことが顕在化しました。

このことを踏まえ、国において、2020年（令和2年）12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であり、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められています。

さらには、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、EBPMⁱ（エビデンスに基づく政策立案）により自らの行政の効率化・高度化を図るとともに、多様な主体との連携により、新たな価値等の創出が期待されています。

また、国は地方創生についての計画である「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、デジタル技術の活用を盛り込んだ、2023年度（令和5年度）を初年度とする5か年の計画である「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を新たに策定しており、地方公共団体において、デジタル技術を活用して地方創生に取り組むよう促しています。

ⁱEvidence-Based Policy Making の略。統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと

5-3. 持続可能な環境づくり

(1) SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略であり、2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通目標です。

「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、2030年（令和12年）を年限とする17の目標（ゴール）と169のターゲットから構成されます。

法的拘束力はありませんが、先進国・開発途上国を問わず、あらゆるステークホルダー（関係者）が参画し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことが示されています。

本市においても、基本計画及び総合戦略の各施策分野にSDGsのめざす17の目標（ゴール）を関連付けることにより、総合計画、地方創生、SDGsを一体的に推進するとともに、地域の活性化を図ります。また、本市におけるSDGsの取組の進捗状況を測るモノサシとして、各施策分野の指標（めざそう値）を活用します。



(2) S D G s (持続可能な開発目標)の 17 のゴール

目標(Goal)	目標(Goal)の説明及び自治体行政の果たしうる役割 ⁱ
1 貧困をなくそう 	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ。 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての市民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
2 飢餓をゼロに 	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためには適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
3 すべての人に健康と福祉を 	あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。
4 質の高い教育をみんなに 	すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。 教育の中でも特に義務教育などの初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
5 ジェンダー平等を実現しよう 	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る。 自治体による女性や子供などの弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員などにおける女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
6 安全な水とトイレを世界中に 	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。 公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出すなど、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
8 働きがいも経済成長も 	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する。 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

ⁱ国際的な地方自治体の連合組織である U C L G（United Cities and Local Governments）が示した内容を日本語訳したもの

9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
10 人や国の不平等をなくそう 	国内および国家間の格差を是正する。 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平などのないまちづくりを行うことが求められています。
11 住み続けられるまちづくりを 	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。 包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
12 つくる責任 つかう責任 	持続可能な消費と生産のパターンを確保する。 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。
13 気候変動に具体的な対策を 	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
14 海の豊かさを守ろう 	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。 海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川などを通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
15 陸の豊かさを守ろう 	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る。 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
16 平和と公正をすべての人に 	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
17 パートナリシップで目標を達成しよう 	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる。 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPO など多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

6. まちづくりへの市民の期待

6-1. 調査の概要

市政に対する市民ニーズや市の取組への評価、2018年（平成30年）実施調査との比較による経年変化を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に市民意識調査を実施しました。

【調査概要】

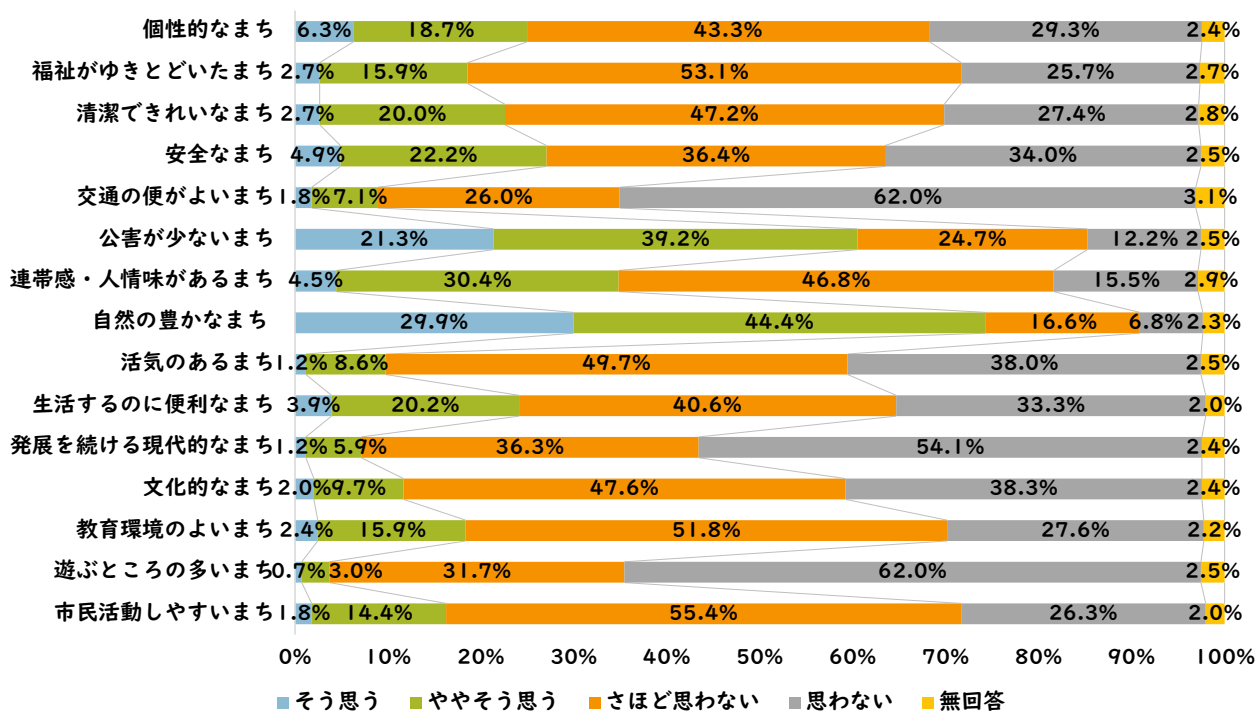
- 調査対象 : 市内在住 18 歳以上の男女
- 調査方法 : 郵送による配布・回収
- 配布数 : 3,000 人
- 有効回答数 : 942 人（回収率 31.9%）
- 調査時期 : 2022 年（令和 4 年）10 月

6-2. 調査の結果

(1) ハ街市のイメージ

多くの市民は、本市を「自然の豊かなまち」（700 人、74.3%）、「公害が少ないまち」（570 人、60.5%）というイメージを持ち、「遊ぶところの多いまち」（35 人、3.7%）、「発展を続ける現代的なまち」（67 人、7.1%）とイメージする人は少ないという結果でした。

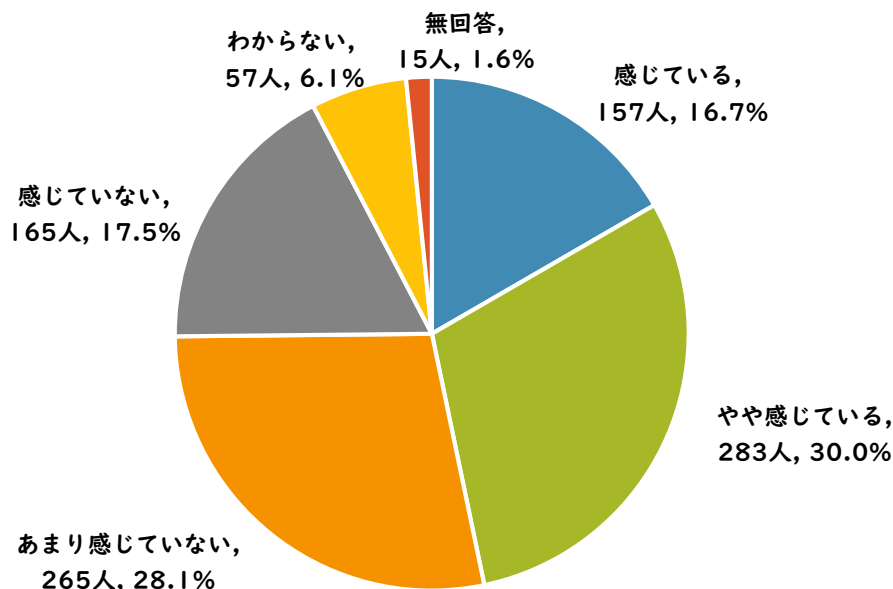
ハ街市のイメージ



(2) 八街市への愛着

八街市に「愛着を感じている」、「やや感じている」と回答した人が合計 440 人、46.7%という結果であり、前回調査（50%）と比べ、愛着度を感じている人の割合はやや減少しています。

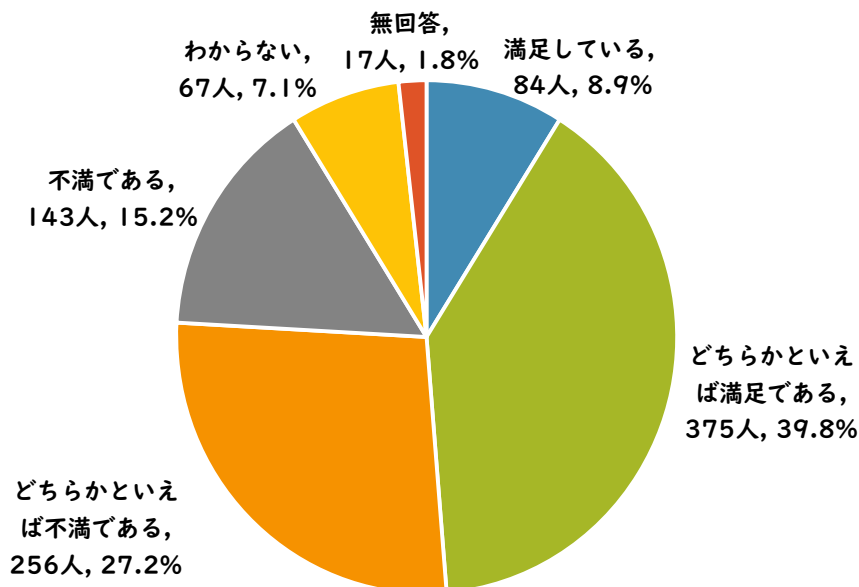
八街市に「自分のまち」としての愛着を感じていますか。



(3) 暮らしの満足度

現在の暮らしに「満足している」、「どちらかといえば満足している」と回答した人が合計 459 人、48.7%という結果であり、前回調査（52%）と比べ、満足度を感じている人の割合はやや減少しています。

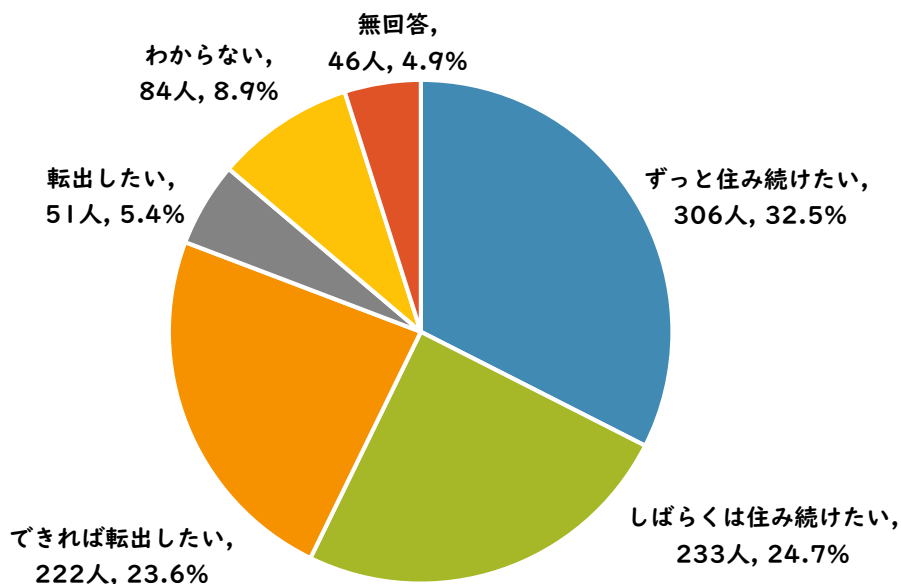
現在の暮らしに満足していますか。



(4) 本市への定住意向

今後も本市に「ずっと住みたい」、「しばらく住みたい」と回答した人が合計 539 人、57.2%という結果であり、前回調査（62%）と比べ、本市への定住意向はやや減少しています。

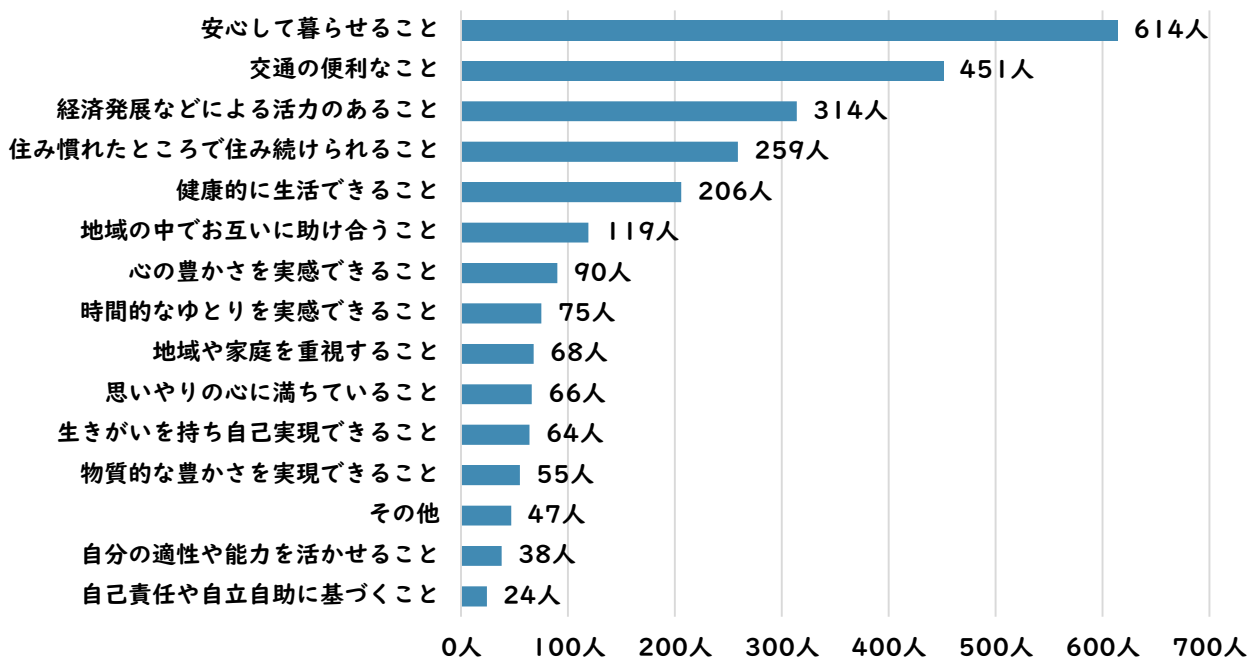
今後も八街市に住み続けたいと思いますか。



(5) これからのまちづくりの視点

これからのまちづくりに必要な視点として「安心して暮らせること」が614人と最も高く、次いで「交通の便利なこと」451人、「経済発展などによる活力があること」314人と続いており、前回調査と上位5項目が全て同様となる結果でした。

これからのまちづくりの視点



(6) 八街市のまちづくり施策に関する満足度と重要度



凡例 ※八街市総合計画 2015 における各政策分野

- ◆…一の街(都市基盤) ◆…二の街(安全安心) ◆…三の街(健康福祉) ◆…四の街(自然環境)
◆…五の街(教育文化) ◆…六の街(産業振興) ◆…七の街(市民協働) ◆…八の街(行政運営)

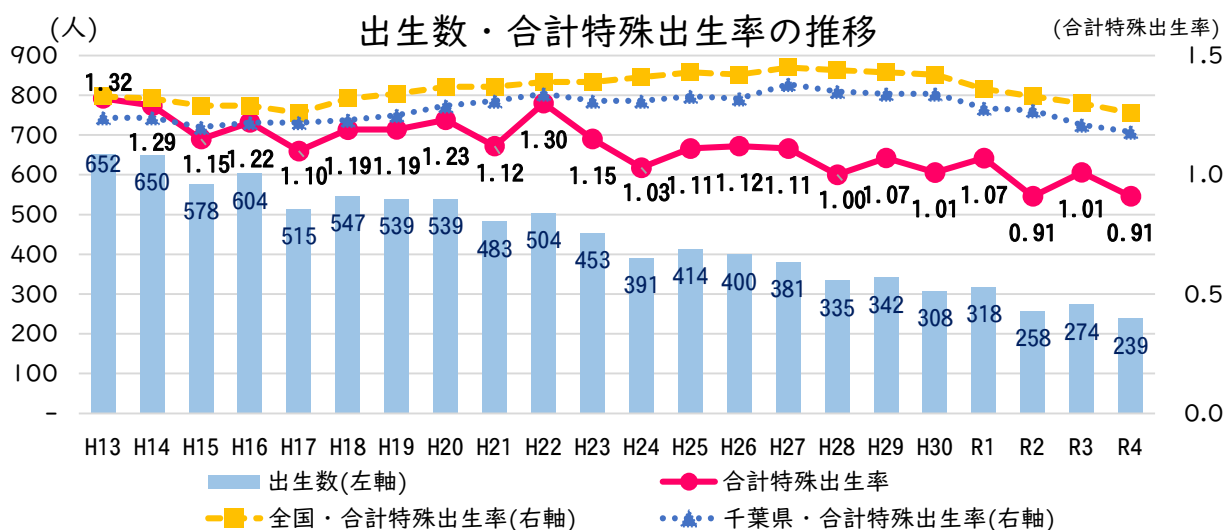
満足度が上位の施策		重要度が上位の施策	
1	消防・救急体制の充実(二の街)	1	道路の体系的整備(一の街)
2	窓口サービスの充実(八の街)	2	交通安全の推進(二の街)
3	男女共同参画の推進(五の街)	3	生活環境の整備(四の街)
満足度が下位の施策		重要度が下位の施策	
1	道路の体系的整備(一の街)	1	男女共同参画の推進(五の街)
2	移動を支える公共交通の充実(一の街)	2	豊かな心を育む交流の推進(五の街)
3	交通安全の推進(二の街)	3	市民文化の創造と継承(五の街)

7. 本市の基本的課題

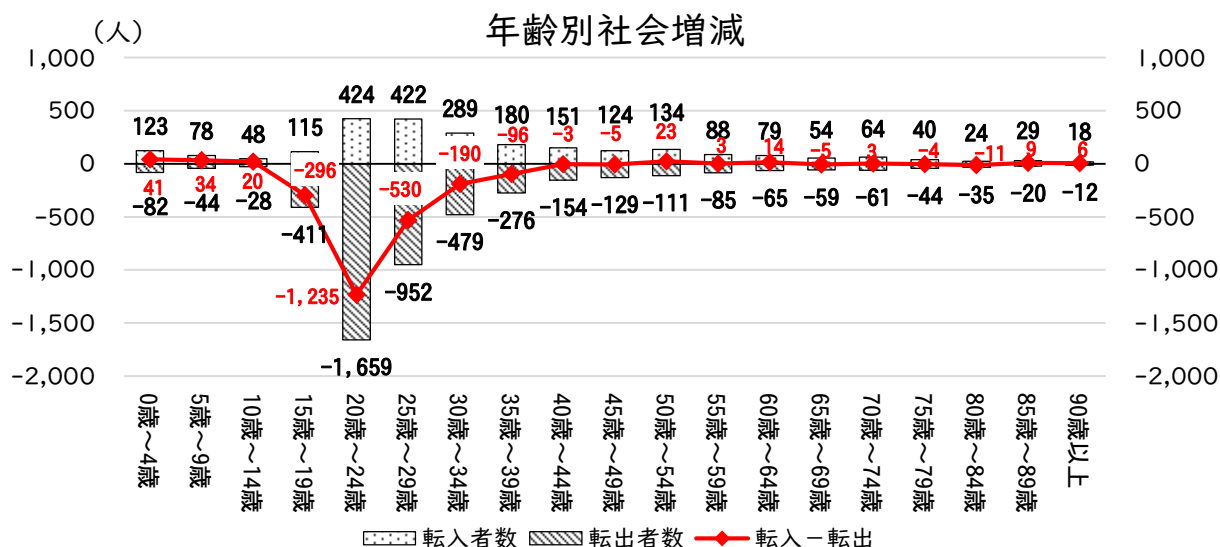
7-1. 人口減少・少子高齢化の緩和

本市の人口は、減少傾向が続き、少子高齢化もより一層進行する見込みとなっており、特に10歳代後半から30歳代の転出超過の傾向が強く出ています。

本市の活力を維持していくためには、可能な限り定住人口を維持することが不可欠であるため、次世代を担う若年・子育て世代が住みやすい環境、こどもを産み育てやすい環境の整備や産業振興などによる雇用の確保などを進め、さらに市民一人一人が、身心ともに生涯にわたって、安全に安心して健やかに暮らすことができるまちづくりを推進し、人口減少の抑制を図ることが必要です。



出典：千葉県衛生統計年報より作成

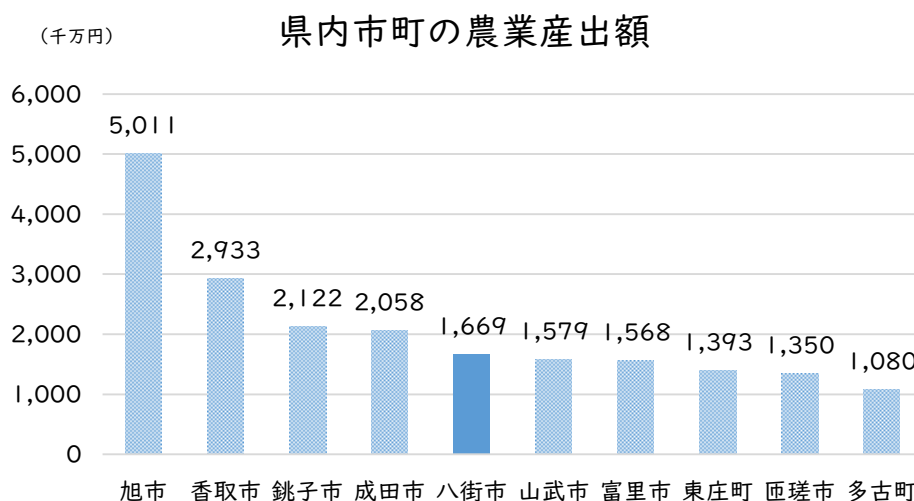


出典：住民基本台帳人口移動報告（2023年）より作成

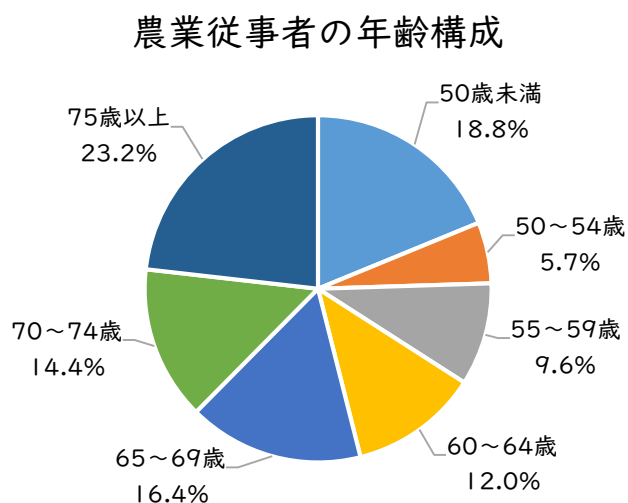
7-2. 農業振興による地域環境・土地利用の維持

本市の基幹産業である農業は、県内有数の産出額を誇るまちの優位性であり、本市の大部分を占めている農地は、豊かな自然として魅力となっています。しかしながら、農業従事者の高齢化が進んでおり、今後、離農者の増加に伴う地域産業の衰退が懸念されます。併せて、本市は市街化区域・市街化調整区域ⁱの指定がなく、主に農業関連の法規制により、野積場や廃棄物置場等への土地利用転換が抑制されているため、これらへの土地利用転換が起こることも懸念されます。

自然豊かで公害が少ないという本市のイメージを保ち、まちの優位性である農業を維持していくために営農支援をはじめとする農業振興の取り組みが必要です。



出典：令和4年市町村別農業産出額（推計）より作成



出典：令和2年農林業センサスより作成

ⁱ都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために定める区域区分
市街化区域はすでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域

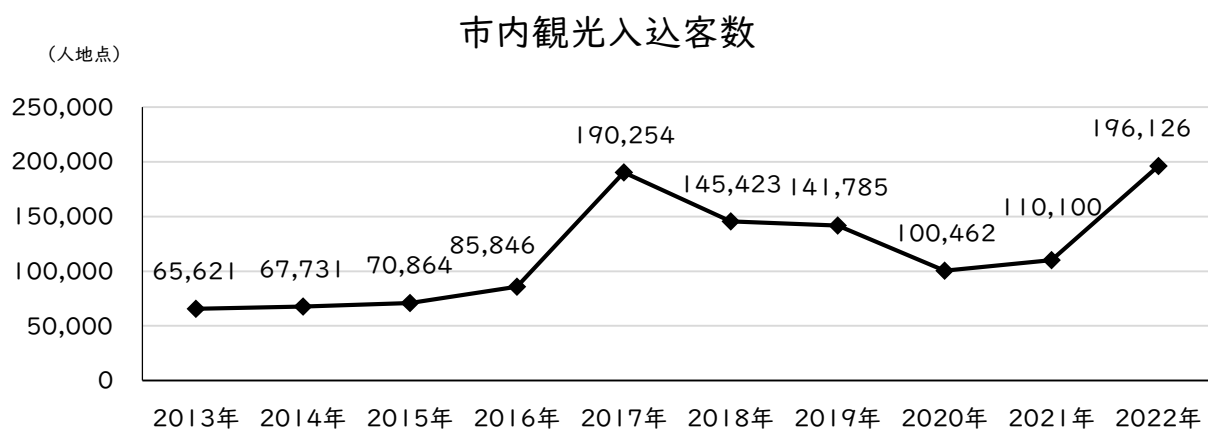
7-3. 新たな活力の創出

本市は、人口減少・少子高齢化が続き、基幹産業である農業は、堅調に維持されているものの、製造業等の立地は少なく、観光入込客も特定施設への来訪が中心であり、市の活力低下が懸念される状況にあります。

しかしながら、本市周辺では、首都圏中央連絡自動車道や成田国際空港の第三滑走路の整備等が見込まれ、物流施設等の立地ニーズの高まりが予想されます。

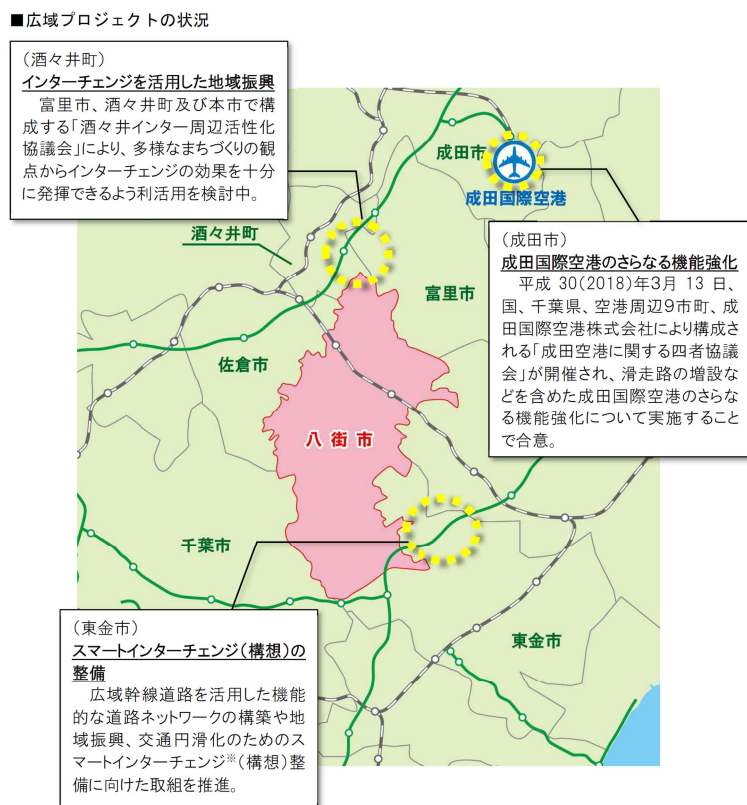
また、働き方の多様化により、東京への通勤を意識しつつ郊外に居住するニーズや農村等に居住・滞在するニーズの高まりも予想されます。

これらの機会を生かすとともにニーズに対応した、新たな活力を呼び込む取り組みが必要です。



2013年 2014年 2015年 2016年 2017年 2018年 2019年 2020年 2021年 2022年

出典：千葉県観光入込調査より作成



出典：八街市都市計画マスタープランより抜粋